

議第63号

工事請負契約の変更について

工事請負契約について、次のとおり変更するものとする。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

令和5年檀原市議会4月臨時会における議決を経て締結した真菅北小学校長寿命化改良工事に係る工事請負契約について、当該議決事項2の契約金額を1,640,885,070円に改める。

理由 公共工事設計労務単価の改定に基づき、請負代金額変更の協議の請求があったことに伴い、工事請負契約の契約金額に変更が生じるため、議会の議決を求めるもの

議第64号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

- | | |
|----------|--|
| 1 土地の所在地 | 檀原市五井町163番1 外13筆 |
| 2 面積 | 8,739.22㎡ |
| 3 目的 | 隣接市有地と一体とした企業誘致候補地としての活用 |
| 4 取得予定価格 | 235,002,676円 |
| 5 取得の相手方 | 檀原市八木町一丁目1番18号
檀原市土地開発公社
理事長 松南 宏次 |

理由 財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第65号

橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、香久山公園、橿原市ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、橿原市曾我川緑地体育館、曾我川緑地及び橿原市中央体育館の指定管理者指定の期間変更について
指定管理者の指定について、次のとおり変更するものとする。

令和5年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

令和3年橿原市議会12月定例会における議決を経て行った橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、香久山公園、橿原市ひがしたけだドーム、東竹田近隣公園、橿原市曾我川緑地体育館、曾我川緑地及び橿原市中央体育館の指定管理者の指定について、当該議決事項3の指定の期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までに改める。

理由 指定管理者の指定について、指定の期間に変更が生じるため、議会の議決を求めるもの

議第66号

檀原運動公園の指定管理者指定の期間変更について

指定管理者の指定について、次のとおり変更するものとする。

令和5年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

令和3年檀原市議会12月定例会における議決を経て行った檀原運動公園の指定管理者の指定について、当該議決事項3の指定の期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までに改める。

理由 指定管理者の指定について、指定の期間に変更が生じるため、議会の議決を求めるもの

議第70号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年12月6日提出

榎原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1698	上品寺町50号線	上品寺町65番先から	上品寺町65番先まで	—
1699	曾我町70号線	曾我町328番先から	曾我町453番先まで	—
1700	曾我町71号線	曾我町325番先から	曾我町325番先まで	—
1701	曾我町72号線	曾我町1019番先から	曾我町1030番先まで	—
1702	小槻町45号線	小槻町317番先から	小槻町317番先まで	—
1703	小槻町46号線	小槻町317番先から	小槻町317番先まで	—
2459	常盤町32号線	常盤町341番先から	常盤町340番先まで	—
4473	膳夫町17号線	膳夫町529番先から	膳夫町530番先まで	—
4474	縄手町27号線	縄手町17番先から	縄手町17番先まで	—
4475	縄手町28号線	縄手町89番先から	縄手町89番先まで	—

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(議第70号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
1698	上品寺町50号線	86.2	6.0
1699	曾我町70号線	84.2	6.0
1700	曾我町71号線	85.1	6.0
1701	曾我町72号線	81.9	6.0
1702	小槻町45号線	242.9	6.0
1703	小槻町46号線	55.5	6.0
2459	常盤町32号線	41.2	6.0
4473	膳夫町17号線	87.7	6.2
4474	縄手町27号線	133.7	6.0
4475	縄手町28号線	26.5	5.0